(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)
空気調和設備の運転の状況	空気ろ過器の点検口	冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	空気調和設備の性能 各室の温度	各室の相対湿度	各室の浮遊粉じん量	各室の一酸化炭素含有率	各室の二酸化炭素含有率
目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。	居室の中央付近において温度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	居室の中央付近において湿度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	居室の中央付近において粉じん計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録があり、かつ、当該記録により確認することで足りる。	居室の中央付近において一酸化炭素検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録があり、かつ、当該記録により確認することで足りる。	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録があり、かつ、当該記録により確認することで足りる。
運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十二号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。	令第百二十九条の二の七第二号の規定に適合しないこと。	令第百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	令第百二十九条の二の六第三項の表(五)項の規定に適合しないこと。	令第百二十九条の二の六第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。	令第百二十九条の二の六第三項の表(二)項の規定に適合しないこと。	令第百二十九条の二の六第三項の表(三)項の規定に適合しないこと。

(二十二)			
		各室の気流	
	居室の中央付近において風速計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。		令第百二十九条の二の六第三項の表(六)項の規定に適合しないこと。

別表第一二(十)の項(ろ)の欄中「排気筒に設ける防火ダンパー」を「煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等」に改め、同(十二)の項(は)の欄中「排気量」を「換気量」に改め、同項を同(十三)の項とし、同(十一)の項の次に次の一項を加える。

(十二)		
給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。

別表第二一(三)の項から(五)の項まで中「煙排口」を「煙排出口」に改め、同(七)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に改め、同(九)の項(は)の欄中「煙排口」を「煙排出口」に改め、同(十)の項(ろ)の欄中「中央管理方式による」を「中央管理室における」に改め、同項(は)の欄中「作動」を「中央管理室において制御及び作動」に改める。

別表第二一(十一)の項から(三十一)の項までを次のように改める。

(十一)	(十二)	(十三)	(十四)
排煙口 機械排煙設備の排煙口の外観			
排煙口の位置	排煙口の周囲の状況	排煙口の取付けの状況	手動開放装置の設置の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
平成十二年建設省告示第千四百三十六号第三又は令第百二十六条第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項第二又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階段、避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に障害物があり操作できないこと。